

4月の無料相談

※祝日は除きます

相談名	日	時	場所	主な相談内容(相談員)	
市民法律相談	毎週火曜日	13:30~16:30	広報広聴課 (☎内線2376)	法律が関係する困りごと(弁護士) ※予約制	
市民相談	月~金曜日	8:30~17:15		要望、苦情、意見など(担当職員)	
司法書士相談	12日(水)	13:30~15:30		相続・贈与などの登記、遺産分割、その他法律問題(司法書士) ※予約制	
行政書士相談	20日(木)	13:30~16:30		相続や契約書(賃貸・売買・雇用・介護)などの作成に関すること(行政書士) ※予約制	
総合労働相談	14日(金)	13:30~16:30	広報広聴課	労働・社会保険関係、労使トラブルなど(社会保険労務士) ※予約優先(☎029-350-4864)	
土地家屋調査士相談	5日(水)	13:30~15:30	広報広聴課	土地の境界問題や建物の登記に関すること(土地家屋調査士) ※予約優先(☎029-259-7400)	
行政相談	19日(水)	13:30~15:30	広報広聴課 (☎内線2376)	国や県の行政に関する困りごと、悩みごと(行政相談委員)	
税務相談	4日・11日・18日(火)	13:00~15:00	税理士会土浦支部 (☎824-5055)	税に関すること(税理士) ※予約制(予約時間10:00~14:00)	
心配ごと相談	毎週水曜日	13:00~16:00	社会福祉協議会 (☎821-5995)	日常生活の困りごと、悩みごと(専門相談員)	
消費生活相談	月~金曜日	9:30~16:30	消費生活センター (☎823-3928)	商品、契約や多重債務などのトラブル(消費生活相談員)	
家庭児童相談	月~金曜日	8:30~17:15	子ども福祉課 (☎内線2393)	18歳までの子どものすべてについて(家庭児童相談員)	
育児相談	月~金曜日	9:00~17:00	地域子育て支援センター“さくらんぼ” (☎823-1288)	乳幼児のしつけ、生活習慣(保育士)	
早期療育相談	月~金曜日	9:30~16:30	療育支援センター(ほか) (☎822-3411)	言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの発達、行動面に関すること(早期療育相談員)	
青少年相談	火~土曜日	10:30~17:00	青少年センター(ウララ2 8階) (☎823-7838)	青少年についての困りごと(専任相談員) ※電話相談可	
教育電話相談	月~金曜日	9:00~16:00	教育相談室 (☎823-7837)	不登校やいじめなどの早期解決と防止(教育相談員)	
交通事故相談	月~金曜日 (第1・3水曜日は弁護士相談)	9:00~16:45 (13:00~16:00)	土浦合同庁舎県南地方交通事故相談所 (☎823-1123)	交通事故に関すること(県委嘱相談員・弁護士)	
人権相談	月~金曜日	9:30~16:00	法務局土浦支局 (☎821-0792)	家庭内の問題、いじめ、差別など(人権擁護委員、担当職員)	
結婚相談	6日・20日(木)・15日(土)	15:00~16:30	まちなか交流ステーション“ほっとOne” (☎879-8815)	結婚相談(原マリッジサポーター)	
生活相談	毎週水曜日	13:00~16:00	新治地区公民館 (☎862-2673)	生活上のこと、人権にかかわること(生活相談員)	
ひきこもり専門相談	18日(火)	10:00~12:00		ひきこもりについての困りごと(専門医) ※予約制。日時が変更になる場合があります。	
精神保健相談(一般精神)	21日(金)	14:00~16:00	土浦保健所 (☎821-5516)	精神障害者の医療などに関すること(精神科医師) ※予約制。1日2件まで。日時が変更になる場合があります。	
精神保健相談(一般・老人)	4日(火)	14:30~16:30			
女性のための	フェミニスト相談	毎週水曜日	11:00~15:40	男女共同参画センター (☎827-1107)	夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブルなど(専門の女性カウンセラー) ※予約制
		8日(土)	10:00~14:40		
	一般相談	14日・28日(金)	13:00~16:00	日曜休館	家族、夫婦、仕事など、女性を取り巻くさまざまな悩みごと(専門相談員) ※予約制

消費生活センターから

保険金を使えば

無料で住宅の修理ができる？

《相談事例》

問 消費生活センター (☎823-3928)

3日前、訪問してきた業者に、雨どいが壊れていることを指摘され、火災保険を使えば、無料で修理ができると言われた。雨どいは確かに壊れているので無料で直せるのであれば直したいと思い、言われるままに書面に署名し印鑑を押したが、よく考えたら心配になった。解約したい。

《アドバイス》

相談者が署名、捺印した書面を確認したところ、雨どいの修理契約ではなく、保険金請求のサポート契約となっており、保険金の額の40%をサポート料として業者が受け取る契約でした。また、その業者が雨どいの修理をした場合にも、サポート料金は無料になると書いてありました。業者は、修理代金として、保険金の額を受け取るようになります。相談者には、クーリング・オフができることを伝え、八ガキを出すよう助言しました。

☆火災保険を使えば無料で屋根や雨どいなどの修理ができること、修理サービス業者が訪問し、トラブルとなる事例が増えていきます。台風、暴風、ひょう、雪などの自然災害による住宅の損害については、多くの場合、加入している火災保険で補償されますが、老朽化による損害は、対象外です。自然災害で損害が生じた場合は、加入している火災保険会社に直接相談してください。老朽化による損害を自然災害として保険金を請求することは、保険金詐欺に該当する恐れもありますので注意が必要です。

訪問販売による、保険金請求のサポート契約や住宅の修理契約は、いずれも契約書面を受け取った日を含め8日間クーリング・オフができます。「保険金を使って修理ができる」と勧誘されたときは、契約する前に消費生活センターに相談してください。